

令和3年 第12回栗原市農業委員会総会議事録

令和3年12月24日 午後1時30分、下記の件の議定のため、令和3年第12回 栗原市農業委員会総会を、栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 報告第 1号 農地の現状変更届について
- 日程第 5 報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 6 報告第 3号 使用貸借権の解約通知について
- 日程第 7 報告第 4号 令和4年栗原市農作業標準賃金について
- 日程第 8 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可取消願について
- 日程第 9 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第10 議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第11 議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第12 議案第 5号 農用地利用集積計画について
- 日程第13 議案第 6号 非農地証明願について
- 日程第14 議案第 7号 農業振興地域整備計画の変更について

出席委員 (22名)

- | | |
|--------------------|-----------------|
| 1番 佐々木 栄 夫 委員、 | 2番 佐藤 勝 委員、 |
| 3番 熊谷 ゆり 委員、 | 4番 佐々木 弘 委員、 |
| 5番 遊佐 一成 委員、 | 6番 菅原 勝宏 委員、 |
| 7番 岩淵 敬一 委員、 | 8番 米山 嘉彦 委員、 |
| 9番 阿部 一信 委員、 | 10番 曾根 金雄 委員、 |
| 11番 三浦 正勝 委員、 | 12番 鈴木 和子 委員、 |
| 13番 芳賀 博秋 委員、 | 15番 高橋 寛 委員、 |
| 16番 狩野 善典 委員、 | 17番 佐々木 耕太郎 委員、 |
| 18番 高橋 榮一 委員、 | 19番 岩渕 弘 委員、 |
| 20番 三浦 栄 委員、 | 22番 大場 裕之 委員、 |
| 23番 吉田 優俊 会長職務代理者、 | |
| 24番 鈴木 康則 会長 | |

2 欠席委員

14番 尾形 陽一郎 委員、
21番 大沢 純香 委員

3 議事に参与した者

事務局長	二階堂	賢
事務局長補佐	小山	雅規
農地農政係 主幹	高橋	潤
農地農政係 主事	千葉	和哉
農地農政係 主事	菅原	佑太

(午後1時30分 開会)

議長

ご起立願います。「ご苦労様でございます。」

ご着席願います。

現在、コロナ感染者の発生が落ち着いてきておりますが、デルタ型に変わり、新たなオミクロン株による感染者が増えてきており、懸念されるところであります。皆様には、感染対策を徹底され、健康に留意していただければと存じます。

なお、全国農業会議所から農業委員会の法令遵守の申し合せ決議の連絡がありますが、私から申し上げ、確認いたします。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っております。

また、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、次の事項について、ここに申し合わせを行う。

ひとつ、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用する。

特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保する。

ふたつ、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底する。以上、よろしく申し上げます。

議長

それでは、ただ今から、令和3年 第12回 栗原市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、21名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

議長

欠席、遅刻の通告があります。

議席番号14番 尾形 陽一郎 委員、議席番号21番 大沢 純香 委員から、所要のため欠席する旨の、及び、議席番号4番 佐々木 弘 委員から、所要のため若干遅刻する旨の通告がございます。

議長

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議案説明等のため、事務局長のほか関係職員を出席させております。

なお、新型コロナウイルス感染症 予防対策のため、会議場の換気をしております。また、皆様にはマスク着用をお願いいたします。

議長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第27条の規定により議席番号13番 芳賀 博秋 委員、議席番号15番 高橋 寛 委員の兩名を指名いたします。

議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

議長

日程第3、事務報告を行います。事務局長から報告いたします。

事務局長

議案資料に基づき、令和3年12月2日から令和3年12月24日までに実施及び開催があった事務事業等の報告、並びに令和4年1月4日から令和4年1月27日までに予定している事務事業等について説明。

議長

これで、日程第3、事務報告を終わります。

議長

日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、を報告いたします。
第1区の番号1番の案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、一迫地区の田 1筆 720㎡のうち192.58㎡、農業用施設の畜舎の建築と作業用通路を整備する計画である旨の1案件、
なお、この案件については、以前の農業委員会総会において農業振興地域整備計画の変更として、農用地から農業用施設用地への区分変更を審議いただいた案件となっており、すでに農業用施設用地へ用途区分が完了している旨の1案件を説明。

議長

次に、去る12月20日、議席番号10番 曾根 金雄 委員、農地利用最適化推進委員の 氏家 優一 委員、及び 鈴木 孝夫 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。
それでは、10番 曾根 金雄 委員から報告願います。

10番 曾根 金雄 委員

報告第1号 農地の現状変更届について、去る12月20日、月曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番の詳細については事務局から説明があったとおりで、農業用施設の規模拡大のため、新たに農地を整備して農業用施設を建築するものであります。

現地を確認しますと、自宅前の農地を重機を使用し整地しておりました。このことについて、参考資料の配置図や公図のとおり、周辺への影響がないことを確認しましたので報告いたします。

議長

これで、日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、報告を終わります。

議長

日程第5、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告いたします。

第1区の番号1番から4番までの4案件、第2区の番号5番から15番までの11案件、合わせて、15案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、高清水地区の田 4筆 5, 038㎡、売買のためによる基盤法による賃貸借権解約の1案件、

番号2番は、一迫地区の田 2筆 4, 508㎡、

番号3番は、一迫地区の田 10筆 13, 816㎡、いずれも、双方合意による基盤法による賃貸借権解約の2案件、

番号4番は、瀬峰地区の田 15筆 8, 243㎡、贈与のためによる基盤法による賃貸借権解約の1案件、

第2区の番号5番は、若柳地区の田 1筆 655㎡、双方合意による農地法第3条による賃貸借権解約の1案件、

番号6番は、若柳地区の田 4筆 2, 444㎡、売買のためによる農地法第3条による賃貸借権解約の1案件、

番号7番は、若柳地区の田 12筆 6, 374㎡、

番号8番は、若柳地区の田 6筆 3, 758㎡、

番号9番は、若柳地区の田 7筆 6, 204㎡、いずれも、双方合意による基盤法による賃貸借権解約の3案件、

番号10番は、若柳地区の田 1筆 2, 015㎡、売買のためによる基盤法による賃貸借権解約の1案件、

番号11番は、金成地区の田 4筆 4, 112㎡、売買のためによる農地法第3条による賃貸借権解約の1案件、

番号12番は、金成地区の田 2筆 1, 914㎡、売買のためによる基盤法による賃貸借権解約の1案件、

番号13番は、金成地区の田 1筆 6, 048㎡、

番号14番は、金成地区の田 1筆 205㎡、いずれも、双方合意による基盤法による賃貸借権解約の2案件、

番号15番は、志波姫地区の田 3筆 3, 038㎡、双方合意による農地法第3条による賃貸借権解約の1案件、

以上、15案件を説明報告。

議長

これで、日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告を終わります。

議長

日程第6、報告第3号、使用貸借権の解約通知について、を報告いたします。

第1区の番号1番の1案件、第2区の番号2番の1案件、合わせて2案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、一迫地区の田 12筆 20,714㎡、双方合意による農地法第3条による使用貸借権解約の1案件、

第2区の番号2番は、若柳地区の田 8筆 8,218㎡、双方合意による農地法第3条による使用貸借権解約の1案件、

以上、2案件を説明報告。

議長

これで、日程第6、報告第3号、使用貸借権の解約通知について、報告を終わります。

議長

日程第7、報告第4号 令和4年栗原市農作業標準賃金について、を報告いたします。

内容について、事務局から報告いたします。

事務局

報告第4号 令和4年栗原市農作業標準賃金について、でございます。

内容等につきましては、先の連携会議において、説明したとおりでございますが、変更点と注意事項について再度説明いたします。

変更点につきましては、今回から、適用期間の取り扱いが1月から12月となっております。注意事項といたしましては例年同様で、表の下段に記載のとおり、この表は目安となる標準的な額を定めたものです、実際の作業料金を決める場合は、地域の実情や圃場の条件等に合わせて、委託者と受託者で話し合いのうえ決めていただくこととなります。

なお、この令和4年栗原市農作業標準賃金表については、1月1日発行の農業委員会だより及び市のホームページで公表することとしております。

報告第4号について、以上で内容の報告を終わります。

議長

これで、日程第7、報告第4号 令和4年 栗原市農作業標準賃金について、報告を終わります。

議長

日程第8、議案第1号、農地法第3条の規定による許可取消願について、を議題といたします。

第1区の番号1番・2番の2案件について、審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田 18筆 11,539㎡、及び、畑 5筆 7,803㎡、合計 23筆 19,342㎡、親子間の所有権移転贈与を目的として、平成30年5月29日付けで許可をしておりましたが、譲渡人の病気療養のため所有権移転登記の手続きが遅延したことにより、高額の贈与税及び不動産取得税が発生することが判明したため、許可の取消を願い出る旨の1案件、

番号2番は、高清水地区の田 7筆 4,445㎡、労力不足による所有権移転売買を目的として、令和3年9月28日付けで許可をしておりましたが、譲受人が地域の担い手として経営移行をしたことに伴い、改めて農地利用集積計画での売買を行うため、許可の取消を願い出る旨の1案件、

以上、2案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認め、次に討論を行います。

討論ありませんか

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第1号について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第8、議案第1号、農地法第3条の規定による許可取消願については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

日程第9、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から15番までの15案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田 5筆 1, 223㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号2番は、築館地区の畑 4筆 4, 122㎡、経営規模拡大のための所有権移転売買の1案件、

番号3番は、築館地区の田 1筆 543㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号4番は、築館地区の田 5筆 3, 788㎡、及び畑 5筆 3, 017㎡、合計 6, 805㎡、経営継承のための所有権移転贈与の1案件、

番号5番は、築館地区の田 4筆 7, 775㎡、相手方の要望による賃貸借権設定の1案件、

番号6番は、高清水地区の田 4筆 5, 038㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号7番は、高清水地区の田 1筆 2, 482㎡、経営規模拡大のための賃貸借権設定の1案件、

番号8番は、高清水地区の畑 1筆 2, 047㎡、営農型太陽光発電施設設置のための区分地上権設定の1案件、

この案件については、後ほど農地法第5条の許可申請でご審議いただく営農型太陽光発電施設の関連案件となっており、詳細については、その際にご説明いたします。

番号9番は、一迫地区の田 6筆 3, 325㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号10番は、一迫地区の田 2筆 2, 874㎡、経営の合理化のための所有権移転贈与の1案件、

この案件については、現在、2名の共有名義で、2分の1ずつ所有している持分について、譲受人にすべて贈与することにより、共有名義から単独名義への変更を行うための申請となっております。

番号11番は、一迫地区の田 1筆 1, 183㎡、相手方の要望による所有権移転贈与の1案件、

番号12番は、一迫地区の田 12筆 20, 714㎡、経営規模拡大のための賃貸借権設定の1案件、

番号13番は、瀬峰地区の田 11筆 5, 371㎡、及び畑 4筆 1, 854㎡、合計 7, 225㎡、

番号14番は、瀬峰地区の畑 2筆 13, 146㎡、いずれも、相手方の要望による所有権移転売買の2案件、

番号15番は、瀬峰地区の田 22筆 17, 878㎡、経営継承のための所有権移転贈与の1案件、

以上、15案件の説明と全て許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、鈴木 孝夫 推進委員から報告願います。

鈴木 孝夫 推進委員

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請については、去る12月20日の月曜日に4名で、書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番から15番については、おおむね労力不足による売買や贈与、賃貸借権設定となっておりますが、番号4番については、親子間の経営継承、番号8番については、営農型太陽光施設の設置のため、番号10番については、経営の合理化となっております。許可に当たっては、審査基準である全部効率利用要件や地域調和要件を勘案しますと、特に問題がないものと判断いたしました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号16番から19番までの4案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号16番は、若柳地区の田 21筆 13, 016.91㎡、及び畑 4筆 2, 352㎡、合計 15, 368.91㎡、経営継承のための所有権移転贈与の1案件、

番号17番は、金成地区の田 10筆 7, 648㎡、経営規模拡大のための所有権移転贈与の1案件、

番号18番は、金成地区の田 20筆 23, 289㎡、
番号19番は、金成地区の田 2筆 2, 197㎡、いずれも、相手方の要望による賃貸借権設定の2案件、
以上、4案件の説明と全て許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、去る12月21日、議席番号4番 佐々木 弘 委員、農地利用最適化推進委員の 佐々木 剛 委員、及び、鈴木 伸 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、鈴木 伸 推進委員から報告願います。

鈴木 伸 推進委員

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請については、去る12月21日の火曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号16番から19番までについては、今事務局から説明があったとおりで、16番が経営継承によるもの、17番が経営規模拡大によるもの、18番・19番が労力不足によるものであります。

許可に当たっては特に問題がないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号20番から23番までの4案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の 番号20番は、栗駒地区の田 3筆 2, 270㎡、及び畑 1筆 1, 186㎡、合計 3, 456㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、
番号21番は、栗駒地区の田 4筆 9, 351㎡、相手方の要望による賃貸借権設定の1案件、

番号22番は、鶯沢地区の田 6筆 3, 119㎡、
番号23番は、鶯沢地区の田 2筆 3, 462㎡、いずれも、経営規模拡大のための賃貸借権設定の2案件、
以上、4案件の説明と全て許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、去る12月21日、議席番号15番 高橋 寛 委員、農地利用最適化推進委員の 佐藤 憲一 委員、及び 高橋 茂 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 憲一 推進委員から報告願います。

佐藤 憲一 推進委員

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請については、去る12月21日の火曜日に4名にて、書類審査を行いました。

番号20番から23番については、事務局から説明があったとおりで、20番については所有権移転売買と、21番、22番、23番は、労力不足のためによる賃貸借権設定であり、特に問題がないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第9、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から23番までの23案件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長

日程第10、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。

第1区の番号1番の案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の畑 1筆 623㎡のうち、532㎡を住宅用地として転用し、倉庫兼作業場及び駐車場を建築造成するものであります。

農地区分は、周囲を山林、宅地によって分断された生産性の低い小集団農地であることか第2種農地に該当する旨の1案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、10番 曾根 金雄 委員から報告願います。

10番 曾根 金雄 委員

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請については、去る12月20日の月曜日に4名にて書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番の件について、詳細については、先ほど事務局が説明があったとおりで、現地を確認しますと、高速道路東側の側道に隣接している現在の倉庫兼作業場及び駐車場敷地が、仮称栗原インターチェンジのアクセス道路敷地として宮城県より買収され、そのために参考資料のとおり住宅東側に、新たに倉庫兼作業場及び駐車場を建築造成するものであります。周辺農地へは影響を与えない範囲であることが確認されましたので、転用許可に当たっては、特に問題がないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。 討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第3号について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第10、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請については、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長

日程第11、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番の案件について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、地上権設定の案件で、高清水地区の田 1筆 2,047㎡のうち、10.95㎡を業務用地として転用し、太陽光発電施設のパネルの支柱設置箇所として転用し、営農型太陽光発電施設を設置して売電収入を得るもので、パネルの下部ではブルーベリーを作付けするものです。

農地区分は、農業振興地域の農用区域内の農地ですが、営農型太陽光発電による3年以内の一時転用となっておりますので、不許可の例外規定に該当する旨の1案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、鈴木 孝夫 推進委員から報告願います。

鈴木 孝夫 推進委員

鈴木でございます。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、去る12月20日の月曜日に、4名にて書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番について、詳細については事務局から説明があったとおりで、現地を確認しますと、雨水対策もしており周辺農地には影響を与えない範囲であることが確認できましたので、転用許可に当たっては、特に問題がないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号2番から4番までの3案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号2番は、使用貸借権設定の案件で、若柳地区の畑 1筆 464㎡を住宅用地として転用し、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものであります。

農地区分は、農地の広がりあり第1種農地に該当しますが、集落に接続して設置される一般住宅となることから、不許可の例外規定に該当する旨の1案件、

番号3番は、賃貸借権設定の案件で、金成地区の田 1筆 1,453㎡のうち、176.17㎡を業務用地として一時転用し、携帯電話無線基地局工事に伴う資材置場及び作業ヤードを造成するものであります。

農地区分は、農業振興地域の農用地区域内の農地ですが、期間を限定しての一時転用となりますので、不許可の例外規定に該当する旨の1案件、

番号4番は、使用貸借権設定の案件で、志波姫地区の田 2筆 457㎡を住宅用地として転用し、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものであります。

農地区分は、農地の広がりあり第1種農地に該当しますが、集落に接続して設置される一般住宅となることから、不許可の例外規定に該当する旨の1案件、
以上3案件が、許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、4番 佐々木 弘 委員から報告願います。

4番 佐々木 弘 委員

佐々木でございます。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、去る12月21日の火曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

詳細は事務局から説明があったとおりで、番号2番と4番については、一般住宅を建築するというところで、何ら問題がない場所でもありました。

番号3番については、しばらく休耕、若干荒廃している農地でありました。そこに携帯電話用基地局の建設工事のための一時転用であります。

いずれの案件も隣地には影響がないものと確認したことを報告し、許可に当たっては、特に問題がないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

質疑なしと認めます。

議長

次に、第3区の番号5番・6番の2案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号5番は、使用貸借権設定の案件で、栗駒地区の畑 2筆 3, 365㎡のうち、1, 449.08㎡を農業用施設用地に転用し、ブドウのワイナリー及び関係者用の駐車場を建築造成するものであります。

農地区分は、農地の広がりあり第1種農地に該当しますが、農業用施設の建築であ

るため、不許可の例外として取り扱う旨の1案件、

番号6番は、賃貸借権設定の案件で、鶯沢地区の田 2筆 10,332㎡を業務用地として転用し、太陽光発電施設を設置して売電収入を得るものであります。

農地区分は、山林と農地以外の地目によって分断された小集団農地であることから第2種農地に該当する旨の1案件、なお、本案件は、転用面積が3,000㎡を越えていますので、令和4年1月18日に開催される宮城県農業会議常設審議委員会において、意見聴取する案件となります。

以上2案件が、許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、15番 高橋 寛 委員から報告願います。

15番 高橋 寛 委員

高橋でございます。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、去る12月21日の火曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号5番・6番については、ただ今事務局より詳細にわたる説明がありましたとおりでございます。ともに周辺農地への影響もなく、許可に当たっては、特に問題がないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第4号について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第11、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から6番までの6案件は、原案を可とすることに決定いたしました。
なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長

日程第12、議案第5号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限に該当する案件がありますので、はじめに、審議を行います。

第2区の番号21番の案件を審議いたします。

議席番号2番 佐藤 勝 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後2時24分) (2番 佐藤 勝 委員、退席)

議長

会議を再開します。(午後2時24分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号21番は、金成地区の田 4筆 3, 975㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。

討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第5号の番号21番の案件について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第12、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号21番の案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限を解き、議席番号2番 佐藤 勝 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後2時25分)(2番 佐藤 勝 委員、着席)

議長

会議を再開いたします。(午後2時26分)

次に、第2区の番号22番の案件を審議いたします。

議席番号18番 高橋 榮一 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後2時26分)(18番 高橋 榮一 委員、退席)

議長

会議を再開します。(午後2時26分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号22番は、金成地区の田 14筆 13, 376㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。
討論ありませんか

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第2号の番号22番の案件について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙
手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第12、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号22番の
案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限を解き、
議席番号18番 高橋 榮一 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後2時27分)(18番 高橋 榮一 委員、着席)

議長

会議を再開いたします。(午後2時27分)

次に、第1区の番号1番から5番までの5案件を審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田 1筆 1, 261㎡、
番号2番は、高清水地区の田 1筆 1, 010㎡、いずれも、所有権移転売買である旨の2案件、

番号3番は、高清水地区の田 19筆 13, 540㎡、
番号4番は、高清水地区の田 5筆 10, 422㎡、いずれも、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の2案件、

番号5番は、高清水地区の畑 7筆 5, 182㎡、農地中間管理事業による新規の使用貸借権設定である旨の1案件、

以上、5案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号6番から20番までの15案件、及び、番号23番から36番までの14案件、合わせて、29案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号6番は、若柳地区の田 4筆 2, 444㎡、
番号7番は、若柳地区の田 1筆 995㎡、
番号8番は、若柳地区の田 1筆 2, 015㎡、
番号9番は、若柳地区の田 3筆 2, 134㎡、いずれも、所有権移転売買である旨の4案件、

番号10番は、若柳地区の田 13筆 10, 430㎡、及び、畑 1筆 849㎡、合計 11, 279㎡、

番号11番は、若柳地区の田 8筆 15, 660㎡、

番号12番は、若柳地区の田 3筆 16, 483㎡、

番号13番は、若柳地区の田 8筆 8, 218㎡、

番号14番は、若柳地区の田 1筆 2, 663㎡、及び、志波姫地区の田 5筆 7, 327㎡、合計 9, 990㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の5案件、

番号15番は、若柳地区の田 10筆 5,966㎡、
番号16番は、若柳地区の田 13筆 11,854㎡、いずれも、更新の賃貸借
権設定である旨の2案件、
番号17番は、若柳地区の田 2筆 2,434㎡、新規の使用賃貸権設定である
旨の1案件、
番号18番は、金成地区の田 4筆 4,112㎡、
番号19番は、金成地区の田 2筆 1,934㎡、
番号20番は、金成地区の田 10筆 10,106㎡、いずれも、所有権移転売
買である旨の3案件、
番号23番は、金成地区の田 1筆 6,048㎡、
番号24番は、金成地区の田 25筆 25,179㎡、
番号25番は、金成地区の田 5筆 5,071㎡、
番号26番は、金成地区の田 6筆 4,011㎡、
番号27番は、金成地区の田 6筆 6,171㎡、いずれも、新規の賃貸借権設
定である旨の5案件、
番号28番は、志波姫地区の田 1筆 317㎡、所有権移転売買である旨の1案
件、
番号29番は、志波姫地区の田 1筆 2,386㎡、
番号30番は、志波姫地区の田 2筆 652㎡、
番号31番は、志波姫地区の田 11筆 24,165㎡、
番号32番は、志波姫地区の田 7筆 11,249㎡、
番号33番は、志波姫地区の田 1筆 6,582㎡、
番号34番は、志波姫地区の田 11筆 16,380㎡、いずれも、新規の賃貸
借権設定である旨の6案件、
番号35番は、志波姫地区の田 13筆 23,115㎡、農地中間管理事業によ
る新規の賃貸借権設定である旨の1案件、
番号36番は、志波姫地区の田 7筆 4,470㎡、更新の賃貸借権設定である
旨の1案件、
以上、29案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

議長

次に、第3区の番号37番から41番までの5案件を審議いたします。
それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号37番は、栗駒地区の田 8筆 16,459㎡、
番号38番は、栗駒地区の田 5筆 14,881㎡、
番号39番は、栗駒地区の田 1筆 2,304㎡、
番号40番は、鶯沢地区の田 6筆 9,108㎡、
番号41番は、鶯沢地区の田 1筆 1,400㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の5案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。
次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。
議案第5号の番号1番から20番、及び番号23番から41番について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第12、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号1番から20番までの20案件及び、番号23番から41番までの19案件、合わせて、39案件については、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

ここで会議の途中ですが、会議開始から1時間以上が経過いたしましたので、午後2時45分まで、休憩いたします。

休憩：午後2時33分から2時45分まで

議長

休憩中の会議を再開いたします。(午後2時45分)

議長

日程第13、議案第6号 非農地証明願について、を議題いたします。

はじめに、第1区の番号1番から3番までの3案件を審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田 1筆 226㎡、願出地は、平成3年頃から労力不足により荒廃して山林化し現在に至るもので、申請人が過去に耕作目的で取得し農地へ復元する予定でしたが、体調を崩し、今後、農地への復旧が困難であることから山林への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号2番は、一迫地区の畑 1筆 2,270㎡、願出地は、過去に野菜畑として耕作していましたが、平成10年頃から労力不足により荒廃して山林化し、現在に至るもので、今後、農地への復旧が困難であることから山林への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号3番は、瀬峰地区の田 1筆 2,451㎡、願出地は、過去に草地として利用していましたが、昭和50年頃から労力不足により荒廃して原野化し、現在に至るもので、今後、農地への復旧が困難であることから、原野への地目変更を願い出た旨の1案件、

以上、3案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、氏家 優一 推進委員から報告願います。

氏家 優一 推進委員

議案第6号 非農地証明願については、去る12月20日の月曜日に4名で書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番につきましては、現地は地目は田でございますが、体調を崩して耕作されておらず現在に至っております。現地を確認しますと、すでに竹藪化しており耕作は不可能と判断いたしました。願出地の周辺は願出者の所有であり、周辺には影響がないものと判断いたしました。

番号2番については、現地は地目は畑ですが、労力不足により耕作できなくなり現在に至っております。現地はすでに杉の木が生い茂り山林状態になっており、復元が不可能と判断いたしました。また、周辺は山林に囲まれており周囲には影響はないと判断いたしました。

番号3番については、現地は地目は田でございますが、これも労力不足により耕作されておらず、すでに原野化しておりました。周辺も山林等に囲まれており、周囲に影響はないものと判断いたしました。

いずれも、許可に当たっては、特に問題がないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号4番の案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号4番は、金成地区の田 9筆 14,052㎡、及び、畑 3筆 4,162㎡、願出地は、過去に開田として利用していましたが、平成15年頃から担い手不足により原野及び山林化し現在に至るもので、今後、農地への復旧が困難であることから、原野、山林野への地目変更を願い出た旨の1案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐々木 剛 推進委員から報告願います。

佐々木 剛 推進委員

佐々木です。

議案第6号 非農地証明願について、去る12月21日の火曜日に4名にて、現地を確認してまいりました。

番号4番については、事務局が詳細に説明したとおりでございますが、総面積で約1町8反あるわけでございますけれども、ある程度まとまっていれば復元して耕作は可能だと思いますが、農地が点在し周囲も山林で原野化しており、同化して区別がつかない状況でございます。許可に当たっては、特に問題がないものと判断しました。

審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「はい」の声—

議長

16番、狩野 善典 委員

16番、狩野 善典 委員

16番の狩野です。

申請人は組合の代表となっておりますが、農地の所有者はどうなっておりますか。組合になっているのか、あるいは市の所有になっているのか、説明をお願いします。

議長

事務局説明

事務局

管理者は組合となっておりますが、所有者については、共有となっておりますので、登記簿で確認したところ、1筆ごとに個人数十人の所有となっております。

議長

よろしいですか

16番、狩野 善典 委員

はい、わかりました。

議長

その他にございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第6号について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第13、議案第6号 非農地証明願についての、番号1番から4番までの4案件は、原案のとおり、承認することに決定いたしました。

議長

日程第14、議案第7号 農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番の案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

はじめに、本日の案件についてですが、令和3年12月3日付で市長から当委員会会長宛に諮問されたものであります。

農用地利用計画の今回の変更面積については、用途変更のみで、4,995.19aの減少となっております。

通常は用途変更のみですと、用途区分が変わるだけで面積の増減はありませんが、内容の中にあります実施された県営ほ場整備事業によりまして、面積が一部減少して

おり、その減少分が面積の変更としてカウントされておりますので、全体として総面積が減少している結果となっております。

今回の諮問におきましては、他法令との調整がなされた実現可能かつ具体的な転用計画があるか、について意見を求められております。

なお、番号1番の案件につきましては、ほ場整備事業の換地処分完了に伴う精査による農地面積の減少に関するもので転用には該当しませんが、事業に伴いまして区域内の農地の一部が道路及び水路等に整備されたことによる変更案件となっておりますので、ご確認をお願いします。

番号1番、築館は、用途変更の案件で、事業計画者は宮城県栗原市となっております。土地の所在については、筆数が多いため別紙一覧にまとめており、議案書64ページから96ページまでが換地処分前の土地の一覧を掲載しており、97ページから106ページまでが換地処分後の土地の一覧を掲載してございます。

県が行ったほ場飯整備事業、基盤整備事業の実施に伴い農地の一部が道路及び水路等に整備されたことにより、全体の農用地の面積に減少があったため、農用地利用計画に変更が生じたものであります。農振法上の区分により用途変更扱いとなっておりますが、変更内容としては面積部分の変更となっております。

変更前、4,233,675㎡であった農地面積が、今回の事業に伴う換地完了後の農地面積が、3,734,156㎡となり、その差である499,519㎡が減少となったものである旨の1案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号2番・3番の2案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

第3区の番号2番、栗駒は、用途区分変更の案件となっております。栗駒地区の田 1筆 2,778㎡、変更の目的は、農業用施設の建設であり、ハウス畜舎1棟、育苗ハウス1棟及びパドックを建築造成するものであります。

転用許可に係る立地基準につきましては、農用地区域に該当しますが、農業用施設の建設が目的でございますので、不許可の例外として取り扱う旨の1案件、

番号3番、鶯沢は、用途区分変更の案件で、鶯沢地区の田 1筆 2, 024㎡のうち、195.5㎡、変更の目的は、農業用施設の建設であり、農機具格納庫1棟を建築するものでございます。

転用許可に係る立地基準につきましては、農用区域に該当しますが、農業用施設の建設が目的となりますので、不許可の例外として取り扱う旨の1案件、

なお、この案件につきましては、建設する施設の規模が200㎡未満となりますので、用途区分の変更後の転用につきましては、転用許可不要の案件となる予定であり、現状変更届出による対応になる旨の1案件、

以上、2案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、高橋 茂 推進委員から報告願います。

高橋 茂 推進委員

議案第7号 農業振興地域整備計画の変更については、去る12月21日の火曜日に4名にて、鶯沢総合支所において書類審査、その後、現地確認調査を行いました。

番号2番、3番の2案件につきましては、詳細は事務局の説明のとおりで、いずれも農業関連施設の建設であり、特に問題がないものと判断いたしましたので、報告いたします。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議長

議案第7号については、問題なしと意見を附し、栗原市長に通知することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第14、議案第7号 農業振興地域整備計画の変更についての、番号1番から3番までの3案件は、問題なしと意見を附し、栗原市長に通知することに決定いたしました。

議長

以上をもちまして、会議案件は全て議了いたしました。

これで、令和3年 第12回 栗原市農業委員会総会を閉会いたします。

議長（会長）

ご起立願います。ご苦労様でした。

<午後 3時12分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員